

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和7年4月1日

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可

次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地		全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和7年3月7日	広島県知事（般ー5）第 41012 号	(株)オオタ電工	太田 勝	広島県竹原市	下野町2985ー10	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年3月12日	広島県知事（般ー3）第 36211 号	山陽興産(株)	河合 修孝	広島県呉市	警固屋7ー1ー13	一部廃業	管
令和7年3月13日	広島県知事（般ー4）第 36233 号	高尾サッシ工業	高尾 誠	広島県広島市佐伯区	五月が丘1ー26ー3	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年3月13日	広島県知事（般ー4）第 24606 号	(株)室積建設工房	室積 秀典	広島県広島市東区	牛田東2ー4ー3	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年3月11日	広島県知事（般ー4）第 24214 号	(有)エコユニバース	玉城 啓一	広島県広島市東区	馬木町1119ー1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年3月7日	広島県知事（特ー2）第 37668 号	(株)プレスセンター	大下 修司	広島県広島市南区	仁保新町1ー3ー24	一部廃業	建、大、左、と、石、屋、電、管、タ、鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、絶、具、解
令和7年3月19日	広島県知事（般ー4）第 31793 号	(有)興産業	楠本 克己	広島県広島市中区	羽衣町6ー2	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年3月21日	広島県知事（般ー4）第 36357 号	太一建設	山本 徹二	広島県広島市佐伯区	五日市町大字下河内87ー1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年3月21日	広島県知事（般ー5）第 36717 号	(株)川口工業	川口 聡	広島県廿日市市	地御前213ー2	一部廃業	建、大、屋、タ、内
令和7年3月24日	広島県知事（般ー2）第 7149 号	(株)HEIWA	矢嶋 龍大	広島県広島市南区	出島1ー24ー24	一部廃業	解
令和7年3月24日	広島県知事（般ー3）第 35861 号	(株)鈴ヶ峰建設	山下 貴志	広島県広島市佐伯区	五日市町皆賀362ー1	一部廃業	園